

# こんなときどうする？ 固定資産税

土地や家屋などを持っていない人にとって、「固定資産税」はなじみが薄い税金かもしれません。しかし、その税収は福祉や教育、ごみ収集など身近な行政サービスを提供する上で、欠かすことのできない貴重な財源になっています。ここでは、固定資産税について、よくお寄せいただく質問をご紹介します。

## 「固定資産税」とは…

土地、家屋、償却資産のことを「固定資産」といいますが、その固定資産にかかる税金が「固定資産税」です。毎年1月1日の所有者が固定資産の所在する市町村に納めます。税額は次のように算定し、納税者へ通知します。

- ① 固定資産を評価して価格を決定し、その価格を基に課税標準額(税額算出の基礎となる額)を算定します。
- ② 課税標準額に税率(1.4%)を乗じて得た額が固定資産税額となります。
- ③ 税額等を記載した納税通知書を納税者に送付します。課税資産明細書を必ず確認してください。



**Q** 所有者が亡くなったのですが、固定資産税の課税はどうなりますか？

**A** 亡くなった年の納税義務は、相続人が引き継ぐことになります。また、固定資産税の名義については、固定資産を現実に所有することになった人(相続人)から申告書を提出していただき、翌年度から新しい名義人に変更します。この手続きは、法務局での相続登記が完了するまでの間、一時的に納税義務者を決めていただくもので、相続登記の手続きは別途必要です。早めに登記を変更することをお勧めします。

**Q** 家屋を取り壊した場合、手続きが必要ですか？

**A** 家屋の一部または全部を取り壊した場合は「滅失申告書」を資産税課に提出してください。登記されている家屋の場合は、別途法務局での手続きも必要になります。

□資産税課 ☎24-1111

**Q** 年の途中で売買した場合、納税義務者はどうなりますか？

**A** 固定資産税は、1月1日現在の登記簿に所有者として記載されている人に対して課税されます。そのため売買契約を締結していても、1月1日に登記簿の名義変更が終わっていなければ、納税義務者は売り主になります。

**Q** 儻却資産とは何ですか？

**A** 儻却資産とは、会社や個人が土地・家屋以外で事業(工場・事務所・店舗・アパート・駐車場など)の用に供することができる構築物・機械・器具・備品などをいいます。例えば、アパート経営の場合には門扉、塀、駐車場の舗装路面、外灯などが償却資産の対象となります。なお、償却資産申告書の提出期限は毎年1月31日となっています。

## 「夜店公園トイレ」の完成

山県町の交番前にある「夜店公園トイレ」が新しく生まれ変わり、8月1日(水)から利用できるようになりました。外壁や内装の色彩は市景観アドバイザーの意見を取り入れ、特に内装は天井からの自然光やLEDライトなどにより明るく清潔感のある空間になりました。女性用のトイレにはパウダースペースやベビーチェアを設置するなど設備面も充実。市内の公園では初めてとなるオストメイト(事故や排せつ障がいのために人工肛門などを備えた人)対応の設備も備えています。このトイレは市中心市街地に立地しているため、観光客の皆さんなどもよく利用されています。皆さんに気持ちよく使っていただけるよう、トイレの利用についてご理解とご協力をお願いします。

問 公園緑地課 ☎24-1111



(上)明るいイメージのパウダースペース(下左)オストメイト対応の多目的トイレ(下右)落ち着いた色調の外観

## 全国瞬時警報システムの全国一斉自動放送試験を実施

全国瞬時警報システム(J-ALERT)<sup>ジェイ・アラート</sup>の動作確認が全国一斉に行われることに伴い、本市においても同報系防災行政無線を自動起動させた試験放送を行うことになりました。当日は次の要領で実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

時 9月12日(火)10時

※試験放送内容

「これは試験放送です」を3回繰り返した後、チャイム音などが鳴ります。

場 旧佐世保市地域(合併地域を除く)

問 防災危機管理局 ☎23-9258



## 長崎がんばらんば国体 協賛を募集

平成26年に開催される長崎がんばらんば国体は、本市の良さを全国に発信できる、またとない機会です。本市では、市民総参加の下、全国から訪れる多くの選手や観客の皆さんを温かく迎え、感動と喜びを分かち合える魅力ある大会運営を目指しています。この大きな大会を成功に導くためには、市内の企業や団体、個人の皆さんから大会の運営等に関する物品などのご支援とご協力が必要です。以下の要領で協賛を募集しますので、どうぞよろしくお願いします。詳しくはお尋ねください。

募集期間

9月1日(火)

～平成26年8月31日(日)

協賛物品例

- ・国体PRグッズ、歓迎用のぼり旗などの提供
- ・スタッフ用服飾品(ジャンパー、帽子等)の提供
- ・パソコンなど大会運営用事務機器の無償貸与など

協賛者の特典

協賛品に協賛者名を表示することができますが、表示の大きさなどは事前に実行委員会と協議して決定することになります

問 同国体佐世保市実行委員会事務局 ☎76-7103



事前精算機

## 高砂駐車場の事前精算機のご利用を

高砂駐車場出口ゲートでの渋滞を解消するため、場内4カ所に事前精算機を設置します。精算済みの車両はゲートをすぐに通過できますので、どうぞご利用ください。

設置日 9月末(予定)

設置場所 高砂駐車場1階と7階のエレベーター乗り場付近

問 財産管理課 ☎24-1111